

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市新津地区市民会館
所管部・課	秋葉区地域総務課
所在地	新潟市秋葉区程島2009番地
根拠法令	
設置条例	新潟市新津地区市民会館条例
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ○構造 鉄筋コンクリート造2階建他 ○敷地面積 2943.60㎡ ○延床面積 1749.58㎡ ○第1会議室(228.20㎡)第2会議室(99.35㎡)第3会議室(51.32㎡)第4会議室(37.04㎡)

施 設 の 設 置 目 的
<p>市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与するため、新津地区市民会館を設置する。</p>
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p>(1)新潟市新津地区市民会館条例(以下「条例」という)に基づき、市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与する管理運営を行う。</p> <p>(2)住民サービスの向上や平等利用が確保されること。</p> <p>(3)利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること。</p> <p>(4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底すると共に、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6)効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。</p> <p>(7)法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。</p>